

お茶の京都エリア家康伊賀越えの道ウォーキングガイドマップ作成業務委託 プロポーザル実施要領

下記の要領により、委託業者の選定を行いますので、参加希望者は下記の事項にしたがい応募してください。

1. 事業の目的・概要

お茶の京都エリアのうち、京田辺市、井手町、宇治田原町、城陽市、精華町に伝承される「家康伊賀越えの道」を地域観光資源として活用し、全国の歴史好きファン及びウォーキング好きの顧客を当地域へ誘客するため、ウォーキングガイドマップを作成する。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称：お茶の京都エリア家康伊賀越えの道ウォーキングガイドマップ作成業務
- (2) 業務の内容：別紙「お茶の京都エリア家康伊賀越えの道ウォーキングガイドマップ作成業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約の日から令和2年3月19日（木）まで
- (4) 委託限度予算額：3,896,200円（消費税及び地方消費税の額を含む）
委託予算を超える額による提案は失格とする。

3 応募する者に必要な資格

次のいずれの要件をも満たすこと。

- (1) 京都府内事業者（府内に本社、支社、事業所のいずれかがあること。）であること。又は京都府内事業者との共同提案であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (5) 京都府から指名保留又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加する者
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。

4 応募手続

(1) 提出書類の提出期限及び提出先等

提出期限：令和元年 11 月 5 日（火）午後 5 時まで

（ただし、参加申込(様式 1)のみ令和元年 10 月 30 日までに提出すること）

提出方法：郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着のこと）又は持参（平日
午前 9 時から午後 5 時まで）

提出先：一般社団法人京都山城地域振興社

〒611-0021

京都府宇治市宇治乙方 7-8 京阪宇治ビル 2 階

電話 0774-25-3239

(2) 提案書作成に関する質疑応答

質問期限：令和元年 10 月 30 日（水）午後 5 時まで

質問方法：電子メール

送信先：一般社団法人京都山城地域振興社 dmo@ochanokyoto.jp

質問様式：任意

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、提案参加者全員に対してメールで回答

(3) 提出書類

以下のすべての書類とする。

提出書類名	部数	内容等	備考
1 参加申請書	1		別紙様式 1
2 提案書	13		別紙様式 2
3 見積書	1	見積の基礎となる明細を記載のこと	様式任意
4 会社概要	1	事業概要及び組織図（府内事業者であることが分かること。）が記載されているもの	様式任意
5 営業経歴書	1		別紙様式 3

(4) その他

- ① 提出された提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。
- ② 提出書類の作成、提出及び聴き取り調査対応に係る経費は、応募者の負担とする。
- ③ 提出書類は原則として返却しない。
- ④ 企画提案書は決定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑤ 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合がある。

5 契約の相手方の特定

(1) 一次審査

企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）について、次の審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。一次審査の対象者には、選定・非選定の旨を通知する。

（審査項目）

- ① 提案内容の妥当性
- ② 業務の実施体制
- ③ 業務への理解
- ④ 費用基準

(2) 二次審査

- ① 一次審査を通過した者を対象に、提出書類と応募者によるプレゼンテーションにより評価を行う。
- ② プレゼンテーションは令和元年11月11日（月）午後に予定している。（正式な日時は別途通知する。）
- ③ プレゼンテーションの評価結果を踏まえ、一般社団法人京都山城地域振興社において本業務委託契約の相手方を特定する。
- ④ 特定後、二次審査の対象者に対し、特定・非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の用件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が3の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合